

2-2 福祉資金 福祉費



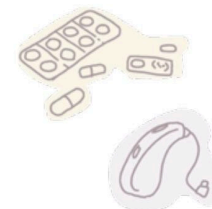
低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用を貸付けします。

(1) ご利用いただける世帯

低所得世帯 **障がい者世帯** **高齢者世帯** (日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)

(2) 資金の種類と内容

資金種類	貸付対象(例)
①生業を営むために必要な経費	○自営業に必要な経費 ○通勤に必要な自動車の購入費用 ※勤務地や勤務時間等により、自動車による以外に通勤する方法がない、または公共交通機関の利用が著しく困難な場合に限ります。
②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○職業訓練施設、各種学校等の授業料、教材費、通学費 ○運転免許取得費用 ※原則として、就職先から技能取得を求められている場合が貸付対象となります。
③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	○風雨等による被害を防止するために行なう住宅の補修 ○高齢者や障がい者の日常生活の便宜上、必要な改修・設備 ※原則として、借入申込者が所有する土地・建物を対象とします。
④福祉用具等の購入に必要な経費	○機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具等の経費 ・電動式ギャッチベッド、補聴器 等
⑤障害者用自動車の購入に必要な経費	○障がい者自ら運転する、もしくは同一生計の障がい者のために使用する自動車 ※購入車種や自動車を更新する場合の条件があります。
⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	○中国残留邦人等の国民年金保険料の追納費用
⑦負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	○医療費の自己負担額等 ※傷病者が1年もしくは1年6か月以内に完治する、または寛解する見込みがある場合、対象となります。(医師の診断書により確認します。) ※高額療養費や傷病手当を利用できる場合は、優先して活用します。
⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○介護保険法による介護給付(予防給付を含む)の対象となるサービスを受けるのに必要な経費 ○障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受けるのに必要な経費、または補装具を購入もしくは修理する経費
⑨災害を受けたことにより臨時に必要な経費	○災害を受けたことによる困窮からの自立更生に必要な経費 ・被災した住宅の復旧、家財の購入等
⑩冠婚葬祭に必要な経費	○葬儀費用、結婚に際し挙式披露のための経費等 ※葬儀費用については、未払いの費用に限り、葬儀後に申し込むことができます。
⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	○転居の際の初期入居費用 ・敷金、礼金、家財道具の運送費、転居に伴い必要な家財道具の購入費 ○水道または下水排水路等の整備、電気設備、暖房設備
⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費	○就職または技能を習得する場合に必要な支度をする費用 ・就職する場合の賃貸住宅等の初期入居費用、寝具 等 ・技能習得する場合の各種学校の入学金 等
⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	・修学旅行費用(一括払い) ※費用が積立の場合は、教育支援資金の貸付対象となります。 ・生活保護受給者の国民年金の任意加入により納める保険料 ※年金受給開始時期にあわせて据置期間を設定します。 ・生活保護受給者の生活必需品等の購入費用



貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
460万円	6か月以内(分割による交付の場合は最終貸付日から6か月以内)	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
技能を習得する期間が 6月程度 130万円、1年程度 220万円 2年程度 400万円、3年以内 580万円		8年以内	
250万円		7年以内	
170万円		8年以内	
250万円		8年以内	
513.6万円		10年以内	
療養期間が 1年以内の場合は170万円 1年6か月以内の場合は230万円		5年以内	
介護サービスを受ける期間が 1年以内の場合は170万円 1年6か月以内の場合は230万円		5年以内	
150万円		7年以内	
50万円		3年以内	
50万円		3年以内	
50万円		3年以内	

(3) 必要な書類

【共通書類】

内 容	対象者	書 類
世帯の所得がわかる書類	借入申込者	・源泉徴収票、所得証明書等(世帯全員分)
連帯保証人の資力が明らかになる書類	連帯保証人	・市町村民税課税証明書

【資金種類に応じた書類】

貸付対象経費	内 容	書 類
①生業経費		・事業実績・計画書 ・業者の見積書 等 ※障がい者世帯は、障害者手帳の写し ※その他、申請内容別や業種別に必要な書類があります。
②技能習得経費	【共通書類】	※障がい者世帯は、障害者手帳の写し ※就職による技能習得、運転免許取得の場合、技能・運転免許の取得を採用条件とすることが記載された書類
	○技能習得の場合	・入校許可証または在校証明書 ・技能の習得期間及び経費の額が記載された書類
	○運転免許取得の場合	・自動車学校(教習所)の経費明細書 ※高校生の場合、運転免許取得に係る学校の許可が確認できる書類
③住宅の増改築、補修等経費	【共通書類】	・業者の見積書(※複数の業者の見積書が必要) ・平面図、立面図(工事前後がわかるもの)
	○住宅の改修等の場合	・土地、家屋の登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※借地の場合、土地の賃貸借契約書の写し、土地所有者の住宅改修に係る承諾書
	○公営住宅の増改築、風呂場の設置	・市町村発行の増改築承諾書
	○公営住宅譲渡の場合	・譲渡(仮)契約書の写し
④福祉用具等購入経費		・機器、用具等の見積書 ※障がい者世帯は、障害者手帳の写し
⑤障害者用自動車購入経費		・障害者用自動車購入費用内訳書(所定の様式) ・運転者の運転免許証の写し ・障害者手帳の写し
⑥中国残留邦人年金保険料追納経費		・日本年金機構の発行する特例措置対象者該当通知書の写し ・追納保険料の納付書
⑦療養関係経費		・診断並びに所要経費概算見込書(所定の様式) ・医療費以外については、見積書の写し
⑧介護関係経費		・利用負担額が記載された書類の写し ・償還払いとなるサービス費の額が記載された書類及び当該費用にかかる見積書等の申請書に記載された金額が確認できる書類の写し ・介護保険料納付書
⑨災害経費	【共通書類】	・り災証明書、被災証明書
	○住宅復旧の場合	※住宅の補修等経費の書類に準じる
	○家財購入の場合	・業者の見積書
⑩冠婚葬祭経費	○結婚費用の場合	・婚姻の証明(挙式会場の予約証明等) ・見積書
	○葬儀費用の場合	・死亡診断書の写し ・業者の見積書
⑪住居の移転、設備等経費		・業者の見積書
⑫支度関係経費	○就職の場合	・採用通知等の写し ・必要な費用の見積書
	○技能習得の場合	・合格通知の写し、在学証明の写し ・学校から発行された費用がわかる書類
⑬その他の経費	○修学旅行費用	・学校または旅行会社から発行された費用がわかる書類
	○生活保護受給者の国民年金任意加入保険料	・老齢基礎年金の受給要件について(所定の様式)
	○生活保護受給者の生活必需品購入費用	・見積書

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

※高額な物品購入、工事費用等の場合、複数の事業者から見積書をお取りいただき、内容や価格が適正であるか判断します。